

## 大分大学大学院教育学研究科における長期履修に関する規程

平成16年4月1日制定  
平成16年教育学研究科規程第8号

### (趣旨)

第1条 この規程は、大分大学大学院学則（平成16年規則第9号）第22条第2項に基づき、大分大学大学院教育学研究科（以下「教育学研究科」という。）における長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

### (資格)

第2条 修業年限を超える一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、年次ごとの履修計画が明確である者とする。

- (1) 現に学校教育法第1条に定める学校及び教育関係機関に在職している現職教員
- (2) 前号以外の有職者（正規雇用、臨時雇用を問わない。）及び正規の履修期間内での修学が困難な事情のある者（家事、育児及び介護など。）
- (3) その他研究科長が特に必要と認めた者

### (教育課程の編成)

第3条 教育学研究科が定めた教育課程を弾力的に運用することができるものとし、長期履修学生に限定した教育課程の編成は行わないものとする。

### (長期履修の期間)

第4条 長期履修できる期間は、当該学生に係る修業年限の2倍に相当する年数以内とする。  
2 研究科長は、長期履修学生の申請に基づき、長期履修期間の短縮を認めることができるものとする。

### (申請及び変更手続)

第5条 長期履修を希望する者は、別に定める申請書を入学時までには研究科長へ提出しなければならない。  
2 修了予定前年度にやむを得ない事情により長期履修を申請する場合は、別に定める申請書を、前年度の2月15日から2月末日までに研究科長へ提出しなければならない。この場合においては、2年間の長期履修を認めることができる。  
3 許可された長期履修期間の短縮を希望する者は、別に定める変更願を研究科長へ提出しなければならない。

### (履修計画の立案)

第6条 長期履修を希望する者は、長期履修申請書の作成に当たり、事前に長期履修の必要性、履修計画及び研究計画等について、当該コースの教員と十分に協議するものとする。

### (許可)

第7条 長期履修及び長期履修期間変更の許可は、研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

### (授業料)

第8条 長期履修学生の授業料の額は、大分大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年規程第91号）の定めるところによる。

### (雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、教務委員会の審議を経て、研究科委員会で決定する。

## 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年教育学研究科規程第2号）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 大分大学大学院教育学研究科における長期履修に関する取扱要領（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則（平成28年教育学研究科規程第2号）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日に在学している学生の長期履修生については、改正後の大分大学大学院教育学研究科における長期履修に関する規程第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。